

米子市観光パンフレット製作業務仕様書

1 業 務 名

米子市観光パンフレット製作業務

2 目 的

市町村合併時に新米子市で作成した誘致型観光パンフレットは10年以上を経過する中で、最新トピックの紹介や構成が実情に合わなくなっている。

本業務では、現在の米子市観光パンフレットを全面的に改訂し、最新の米子市の魅力や観光情報を閲覧者が見て直感的に理解しやすく、本市への訪問の動機付けとなる観光パンフレットを作成することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から平成31年3月20日まで

4 業務内容等

- (1) 米子市観光パンフレットにかかる企画、アイデア、それにかかる取材等
- (2) 米子市観光パンフレットのデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供
- (3) 米子市観光パンフレットの完成データ作成
- (4) 米子市観光パンフレットの印刷及び納品
- (5) その他、パンフレットの製作に必要な事項
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、本業務に関連する提案 (任意)

5 掲載内容

- (1) 『見たい、食べたい、体験したい』などの行ってみたいくなる要素を盛り込み、遊び心をもたせて、「皆生」「米子城」「淀江」のエリア、観光コース、食、みやげものなど米子市の魅力及び米子市周辺地域の魅力が伝わるもの。
- (2) 米子市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待でき、読んで楽しく、直感的に見て理解しやすいもの。
- (3) 市外、県外の方向けの情報発信ツールとして活用できるもので、思わず手に取って見たくなり、本市への訪問の動機付けとなるもの。
- (4) 位置や距離関係がわかりやすい地図

6 仕様等

- (1) 規格：B5サイズ、30ページ程度
- (2) 色数：フルカラー

7 留意事項

(1) 特記事項

- ① 企画提案書及びパンフレットデザイン案の内容については、採用案決定後、協議により予算の範囲内で変更する場合がある。
デザイン・パンフレットの記載内容については、契約締結後、米子市と協議のうえ、決定する。
- ② 本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡する。
- ③ 成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、受託

者から委託者に移転するものとする。

- ④ 成果品は、米子市が自由に二次使用（印刷物の製作、ホームページへの掲載等）できるものとする。
 - ⑤ この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。
- (2) 成果品
- ① パンフレット（日本語版） 1, 000部
 - ② パンフレットの電子データ（再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ） 一式
 - ③ 写真・テキスト等データ 一式
- (3) 校正・確認、納品
- 校正作業は、米子市が校了と判断するまで行うものとする。
- (4) その他
- ① 受託者は業務遂行にあたっては、米子市と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時、米子市に対して報告するものとする。
 - ② 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務の遂行に用いた資料及び成果品等について、米子市の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
 - ③ 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議の上、決定する。